

○大府市指定ごみ袋取扱店要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大府市指定ごみ袋（以下「指定袋」という。）の取扱店に関し、必要な事項を定めるものとする。

(取扱店の指定)

第2条 指定袋の取扱いをしようとする者は、大府市指定ごみ袋取扱店申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、内容を審査し、相当と認められるものを取扱店として指定する。

3 市長は、申請者に取扱店として指定するか否かを通知するとともに取扱店として指定した者に取扱店標示を交付する。

(取扱店の資格)

第3条 取扱店は、大府市内に店舗を有するものとする。

(取扱店の責務)

第4条 取扱店は、次に定める事項を守らなければならない。

(1) 取扱店は、店頭入口付近の分かりやすい位置に、取扱店標示を掲示すること。

(2) 指定袋の供給の安定を図るため、常に在庫管理に努め、不足を生じないように留意すること。

(取扱店の辞退)

第5条 取扱店を辞退しようとするときは、大府市指定ごみ袋取扱店辞退届により市長に届け出なければならない。

(取扱店の取消し)

第6条 市長は、取扱店が次の各号のいずれかに該当する場合は、取扱店を取り消すことができる。

(1) この要綱に基づいて市長が指示した事項に従わないとき。

(2) 取扱店としてふさわしくない行為があったとき。

2 市長は、前項の規定により取扱店の取消しをしようとするときは、あらかじめその旨を通知しなければならない。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成11年4月19日から施行する。